

大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

尼崎市長様

納税義務者 住所又は所在地
氏名又は名称
個人番号又は法人番号
電話番号()

地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する大規模修繕工事が行われたマンションに対する固定資産税の減額の適用を受けるため、尼崎市市税条例附則第72項の規定に基づき申告します。

家屋の所在	尼崎市
家屋番号	
マンション名	
種類	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 併用 <input type="checkbox"/> その他()
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨(軽量鉄骨) <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他()
床面積	課税床面積 m ² 居住面積 m ²
建築年月日	昭和・平成 年 月 日
登記年月日	昭和・平成 年 月 日
大規模修繕工事完了日	令和 年 月 日

大規模修繕工事が完了した日から3か月経過後に申告書を提出する場合は、提出できなかった理由。

--

[添付書類]

- 大規模の修繕等証明書
- 過去工事証明書
- 設計図書等、当該マンションの総戸数(店舗や事務所等の用に供するものを含む)が確認できる書類(管理計画認定マンション)
- 管理計画認定通知書(または変更通知書)の写しおよび修繕積立金引上証明書(助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンション)
- 助言・指導内容実施等証明書

決	課長	係長	係
裁			

個人番号（通称：マイナンバー）の記載と本人確認書類の提出（提示）

大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額適用事務を行うため、本申告書の所定の欄に、個人番号（通称：マイナンバー）又は法人番号を記載する必要があります。また、マイナンバーを記載した場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条に基づき、本人であることを確認するため、番号確認（正しい番号であることの確認）と身元確認（番号の正しい持ち主であることの確認）が義務付けられています。

つきましてはお手数ですが、申告書の「個人番号又は法人番号」欄に、納税義務者のマイナンバー又は法人番号（納税義務者が複数おられる場合は、共有代表者のマイナンバー又は法人番号）を記載いただくとともに、マイナンバーを記載した場合は、下記の表にあるとおり、番号確認と身元確認をするための書類の写しを添付してください。

なお、申告書を来庁にて提出いただく場合は、下記の書類を持参し、ご提示いただきますよう、お願いいたします。

本人確認に必要な書類について

※下記の表のとおり、番号確認と身元確認をするための**2種類の書類**が必要になります。

番号確認に必要なもの (以下、①～④のいずれかの写し)	身元(実存)確認に必要なもの (以下、①～③のいずれかの写し)
① 個人番号カード (裏面:マイナンバーの記載がある面)	① 個人番号カード(表面:氏名、住所、生年月日等の記載がある面)
② 通知カード	② <u>顔写真付き</u> 身分証明書(以下の中から、 <u>いずれか1点</u>) 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等(官公署から発行・発給された書類で <u>顔写真の表示があり</u> 、氏名、生年月日又は住所が記載されたもの)
③ 住民票 (個人番号の記載があるもの)	③ <u>顔写真なし</u> の身分証明書(以下の中から、 <u>いずれか2点</u>) (1) 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、身体障害者手帳、国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書(いずれも提出時において、領収日付又は発行年月日が6ヶ月以内のもの) (2) 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し(謄本・抄本も可)、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳(いずれも提出時において有効なもの又は発行・発給されてから6ヶ月以内のもの) (3) 写真なし社員証、生活保護受給者証、恩給等の証書、医療受給者証、預金通帳の写し(いずれも提出時に有効なもの)
④ 住民票記載事項証明書 (個人番号の記載があるもの)	